



平成29年度 事業計画

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本生産技能労務協会

© 2017 Japan Production Skill Labor Association.

基本方針

一般社団法人日本生産技能労務協会は、製造請負・派遣業で働く労働者の雇用の安定、処遇の向上等を図り、業界の健全な発展、さらには、日本のものづくりの発展に資することを目的として、様々な活動に取り組んでいる。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢も改善し、バブル期以来の人手不足の状況が続いているが、製造請負・派遣業は特に人手不足が深刻な状況にある。今後、少子高齢化の進展に伴い労働力人口が大きく減少すると見込まれていることを考えれば、製造請負・派遣業にとって人材の育成・確保は、喫緊に取り組むべき課題である。

また、製造請負・派遣業を取り巻く法制面も大きく変化しつつある。平成27年9月に改正労働者派遣法が施行されたところであるが、政府は、平成28年6月、少子高齢化問題に対応するため「ニッポン1億総活躍プラン」を策定し、同年9月に「働き方改革実現会議」が設置された。さらに、その大きな柱である同一労働同一賃金の実現に向けて、同年12月、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が取りまとめられた。今後、これに基づいて、法改正の立案作業が進められるとされている。

こうした状況を踏まえると、製造請負・派遣業が、今後も健全に発展し、我が国のものづくりを支えていくためには、労働者が生き生きと誇りを持って働ける、そして将来に夢と希望を持って働ける業界になることが最も重要である。改正労働者派遣法により、派遣労働者の雇用の安定やキャリア形成支援のために、派遣事業者の責務が明確に規定されたが、当業界で働く全ての労働者を「人財」として育成・確保する取組みを強化することが必要である。

「人財」を大切にす業界として、労働者、メーカー、社会から信頼される業界となるために、日本生産技能労務協会は、平成29年度は以下に重点をおいて事業に取り組むこととする。

- 1 製造請負優良適正事業者認定制度の利用促進等による製造請負・派遣業の健全化の推進
- 2 派遣労働者へのキャリアアップ措置に対する具体的支援をはじめとする人材育成の支援の推進
- 3 業界検定制度の構築による製造請負・派遣業の人材力強化

1 優良で適正な製造請負事業者の育成推進

1-1 「平成29年度請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」の推進

製造請負業において、「ひとづくり・ものづくり・コンプライアンス等」の更なる健全化・適正化を図るために「製造請負優良適正事業者認定制度（以下「GJ認定制度」という）を適切に運営し、請負事業者・発注者への制度の普及、周知徹底等を厚生労働省委託事業にて行う。

1) GJ認定制度の運営、課題の把握・検討

製造請負事業改善推進協議会、ならびに認証委員会を設置し、GJ認定制度を適切に運営するとともに、制度運用の課題・問題点等を把握・検討し、必要に応じて見直しを行う。

2) GJ認定制度の普及・啓発活動

GJ認定制度の認定事業者数増大を図るため、専門知識を有する「認定制度普及啓発推進員」を配置し、製造請負事業者に対して受審を促すために、制度の周知および請負事業者の雇用環境整備の助言・支援を行う。

3) 好事例集の作成

一昨年、昨年度に引き続き、認定事業者に係る好事例集を作成し、制度への理解を深めると共に、受審しようとする事業者に対して参考となるべき具体的取り組み事例を提供する。

さらに、好事例集を活用してGJ認定制度の周知と利用促進を図るための請負事業者を対象としたセミナーを全国で開催する。

また、発注者であるメーカーへ好事例集を発送して、GJ認定制度のより効果的な普及・啓発を図る。

1-2 製造請負優良適正事業者認定制度の指定審査機関としての的確な業務の推進

1) 適正・公平な審査業務の推進

平成24年度から開始した、GJ認定制度の指定審査機関としての業務を平成29年度も引き続き実施すべく取り組む。業務に当たっては定められた業務手順を順守し、審査の適正・公平性と審査品質の維持向上を図る。

2) GJ認定制度の周知および受審事業者の増大化の推進

GJ認定制度の認知度を向上させることは、受審事業者からの要望が特に多く重要な課題であり、従来からの取組みに加え、発注者および業界団体に対する啓発活動に年度当初から取り組んでいく。

具体的には、以下の事項を関係者とともに企画実施していく。

- ① 発注者およびそれらの所属する業界団体に対するGJ認定制度の啓発活動
- ② 販促資料の充実化および広報活動の強化
- ③ GJ認定制度リーフレットの活用推進
- ④ HPおよび広告媒体によるGJ認定制度のPR

平成29年度は、受審事業者として更新20社、新規10社を目標とし、更新申請事業者の確実な受審と新規受審事業者の開拓活動を年度当初から開始し、確実な目標達成を目指す。

1-3 製造請負事業の推進支援

「製造請負事業」を製造系人材サービス業界における勝ち残り戦略の一手法として、適切な製造請負事業の推進支援を行う。

この一環として、製造系人材サービス業界で「勝ち残る」ために直面する諸問題への解決策（製造請負の推進、等）をテーマとした「経営戦略セミナー」を開催する。

① 製造人材サービス事業における経営戦略

テーマ：勝ち残り戦略を考える

② 製造請負事業のスタートアップ

テーマ：派遣現場を請負化するための具体策

③ 製造請負事業のレベルアップ

テーマ：請負現場を活性化、効率化する施策

具体策については、後述「3-1 製造系請負事業の推進のためのセミナーの開催」の通り。

1-4 物流人材サービス業における雇用管理改善の支援

物流人材サービス業に従事するスタッフ（物流スタッフ）の雇用の安定、労働環境の向上、キャリア開発の推進を図り、また社会的責任を果たし、産業の発展に寄与することを目的として、平成26年4月に「物流部会」を発足し、会員各社が直面する課題について論議する中から、労働関連法の勉強会やセミナーを開催するなどして、コンプライアンスの徹底による体質強化に取り組んできた。

平成29年度は、一昨年度の労働関連法の改正内容を順守するとともに、適正な事業運営を図るために、物流人材サービス業界特有の対応が必要になる事柄について、会員企業共通かつ喫緊の課題を具体的に取り上げ、以下の分科会形式にて機動的に調査・分析を行いつつ、課題解決に向け積極的な取組みを行う。

1) 物流人材育成分科会

物流スタッフの採用からキャリアアップまでを検討し、具体的な業界標準モデルを提案することにより、物流スタッフの人材育成の充実を図る。具体的には、キャリアアップ制度の構築ならびに安全衛生（入職時から専門職まで）教育のためのツールの作成等を行う。

2) コンプライアンス分科会

物流人材サービスにおける法的諸問題を検討のうえ、コンプライアンスを徹底し、物流人材サービス業界の健全な発展を図る。具体的には、改正労働者派遣法への適切な対応のために、「物流現場のQ & A」の作成・追加等、同一労働同一賃金への対応等を行う。

2 製造系人材サービス業界で働く労働者のキャリア形成支援

2-1 キャリア形成支援

1) 研修事業の的確な実施

会員企業が製造請負・派遣事業を適正かつ円滑に運営するために必要な人材育成を支援するため、以下の研修を行う。

(1) 事業所管理者研修等

受講者の知識および実践力の向上ならびに組織の人材力の強化を図ることを目的とし、「生産管理」「品質管理」「適正な製造請負」「法令」等の研修を実施する。

(2) ニーズに応じたセミナーの実施

会員企業のニーズを踏まえ、人材育成や営業力強化のためのセミナーを企画・開催する。

(3) 第一種衛生管理者合格対策講座の実施

第一種衛生管理者試験の受験者に対し、合格対策講座を実施する。当協会が計画して募集・実施する集合研修および会員企業の要望に応じて、会社単位で実施する出張研修にて、合格を支援する。

(4) キャリアコンサルタント育成支援

平成28年度から国家資格となったキャリアコンサルタントの資格取得について、厚生労働大臣の認定講習を実施する団体とこれまでの実績に基づいて交渉し、会員のための特別価格を設定する。

(5) 「自主保全士」資格認定の支援

請負現場において有用な資格である「自主保全士」について、平成27年より公益社団法人日本プラントメント協会と提携、平成29年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

(6) 教育訓練機関との提携

会員企業の従業員のキャリアアップを図るため、様々なニーズに対応できるよう複数の教育訓練機関と提携し、通学・通信講座について、会員のための特別価格を設定する。

2) 改正派遣法に対応した教育訓練実施のための支援

(1) 教材・DVDの提供

会員各社が「段階的・体系的な教育訓練」を的確かつ効果的に実施できるように、教育関係出版社と提携してオリジナル教材を制作し、会員のための特別価格を設定する。

DVDについて、会員のための特別価格を設定する。外国人労働者にも活用できるよう多言語対応のDVDを提供する。

(2) 製造派遣に特化したe-ラーニングシステムの提供

オンライン学習サービス運営会社と提携し、「製造現場で働く人のキャリアe-ラーニング」について、会員特別価格にて提供する。

(3) 教育訓練計画の作成に関する支援

教育訓練計画を作成するに際し、情報提供等を含めた助言、セミナーの開催を行う。

3) 会員のキャリア形成支援業務への支援

(1) キャリアコンサルティングを実施する相談担当者の育成

キャリアコンサルティングを実施するための基本スキルの習得等のセミナーを実施。

さらに、ロールプレイを交えた実践的な内容の研修を企画・開催する。

(2) キャリア形成支援に関する研修

会員企業の要望に応じて適宜実施。内容については、各社の要望等を踏まえ、講演やロールプレイを交えた実践的な内容を提案・実施する。

4) 会員各社におけるストレスチェック実施への支援

ストレスチェック制度の義務化（平成27年12月1日施行）について、会員各社の円滑かつ確実な実施を支援するため、平成28年より実施機関と提携。平成29年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

2-2 業界検定制度の創設による人材力の強化

製造請負・派遣業で働く労働者が、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する業界検定制度を構築することで、キャリアパスを明確にし、処遇の向上、労働者のモチベーションアップ、定着率の上昇等を図る。

これまで、平成26年度・27年度厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ支援事業」における成果を基にさらに取り組んできた。

平成29年度は実施に向けて、引き続き実施体制の整備、実技試験における検定委員の選任等に取り組む。平成30年度以降の本格実施に向けて準備を進めていく。

3 会員ニーズに対応したセミナー等の開催

3-1 製造系請負事業の推進のためのセミナーの開催

製造系人材サービス業界で「勝ち残る」ために直面する諸問題への解決策（製造請負の推進、等）を年間のテーマとして「経営戦略セミナー」をシリーズ化して開催する。

① シリーズ1

- ・タイトル : 製造人材サービス事業における経営戦略
- ・テーマ : 勝ち残り戦略を考える
- ・対象 : 経営層
- ・時期 : 6月～7月
- ・開催地 : 東京、大阪、名古屋

② シリーズ2

- ・タイトル : 製造請負事業のスタートアップ
- ・テーマ : 派遣現場を請負化するための具体策
- ・対象 : 経営層および担当者
- ・時期 : 8月末～10月
- ・開催地 : 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台

③ シリーズ3

- ・タイトル : 製造請負事業のレベルアップ
- ・テーマ : 請負現場を活性化、効率化する施策
- ・対象 : 経営層および担当者
- ・時期 : 未定
- ・開催地 : 東京、大阪

3-2 業界トピックに関するセミナー

次のテーマを視点として、行政の動向に対応したセミナーをタイムリーに企画・開催し、いち早く会員ニーズに応える。

- ① 同一労働同一賃金 ② 過重労働、等

4 外国人材の活用についての調査研究

我が国は、バブル期以来の人手不足が続いており、製造請負・派遣業界は特に人手不足が深刻であり、ユーザーの要望に応じきれない状況も生じている。

こうした中で、外国人材の活用について、従来にも増して高い関心が寄せられている。外国人技能実習制度については、平成28年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が可決成立し、同年11月28日に施行された。

新たな技能実習制度は、技能実習法の公布の日から1年以内に政令で定める日から施行され、現在、関係省令等の準備が行なわれている。

技能実習生への技能移転という制度本来の趣旨を十分に踏まえ、技能実習生の適切な受け入れについて情報収集を行い、会員への適切な情報提供に努める。

5 情報発信と広報活動の充実

5-1 「製造請負・派遣事業動向調査」の実施

製造請負・派遣業界の発展に資することを目的として、会員企業を対象とした「製造請負・派遣事業動向調査」を継続実施する。この調査から得られる結果や情報を各方面に発信することで、業界への理解と発展を図る。

調査時期：4月、7月、10月、1月

5-2 情報発信、広報活動の充実

1) 会員に向けては、行政情報や業界関連の有益情報を迅速に配信する。特に、同一労働同一賃金をはじめとする「働き方改革」関連や労働法2018年問題についての情報発信に積極的に取り組む。

2) 会員の利便性を高めるとともに、会員拡充のツールとしてもより活用することを目的として、ホームページの充実を図る。

6 関係団体との連携

6-1 経済団体との連携

今年度も一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、一般社団法人日本電子デバイス産業協会（NEDIA）、一般社団法人日本自動車部品工業会等と連携を図り、人材サービス業界で働く労働者の雇用の安定や処遇の向上ならびにキャリアアップの実現を図るべく、調整を行っていく。また、適正な請負事業の浸透を図るべく、GJ認定制度の普及活動をより一層、展開していく。

6-2 人材サービス業界としての活動

一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）に参画し、雇用構造の変化や労働市場の新たな要請に応え、健全かつ円滑な次世代労働市場を創造するというミッションのもと、人材サービス業界に共通する課題解決のため、様々な活動を行っていく。

6-3 労働組合との連携

日本労働組合総連合会（連合）とは、派遣・有期労働者が安心して働ける社会の構築をめざし、より一層の連携と努力を重ねていく。また、傘下組織の全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UAゼンセン）、人材サービスゼネラルユニオン（JSGU）および全日本電機・電子・情報関連産業労働組合（電機連合）等と、業界内の課題への対応に向けた意見交換や取組みを適宜進める。

6-4 行政との連携

これまでと同様に、厚生労働省をはじめ行政には、製造請負・派遣業界の実情等を定期的に情報提供するなどにより、諸課題の解決に向けて、適宜働きかけを行っていく。また、地方労働局と緊密な連携を図り、都道府県レベルでも円滑な意思疎通を図る。

7 協会活動の充実

7-1 CSR取組みの推進

- 1) 本年度は、昨年度に引き続き年間を通してCSR活動の推進をする。
6月を「CSR活動促進」のスタート月とし、具体的には、会員企業に対してポスター、自主点検表、ワッペン、卓上立札等の配布を行い、協会挙げての取組みを展開する。本年度は、物流人材サービス業向けのツールの作成も行う。
また、CSR宣言、行動憲章、倫理規定等協会のCSRに対する取組みをマスメディア、ホームページ等を通して内外に広く発信していく。
- 2) CSRの一環として、労働安全衛生に関する全国運動に合わせて、ポスターを会員企業に配布する等により、労働安全衛生の取組みを強化する。

7-2 防災・減災推進の取組み

防災・減災推進室（前身：復興推進室）は、平成23年3月の東日本大震災発生直後から、雇用の創出・促進などの復興支援に取組み、会員企業の協力により5年間で延べ3万人を超える雇用創出に貢献した。

この震災の教訓を活かす取組みとして、被災地支援の雇用創出に限らず、自然災害等大規模災害に備えて有益な情報を発信、共有できる体制づくりを進めていく。特に平成28年熊本地震は、発生がそれほど指摘されていなかった地域での大地震となったことから、震災への対応を喫緊の課題として、防災・減災対策を進めることが必要となっている。

このため、以下の活動を行う。

- 1) 「新しい東北」官民連携推進協議会（※1）への参加
 - ・協議会の会員として参加団体と連携
- 2) 東北の被災地行政との連携
 - ・雇用創出等雇用安定への取組みと意見交換等
 - ・被災地行政の産業の振興支援への協力
- 3) 当協会（JSLA）における災害対策協力体制の検討、構築
 - ・大地震発生後に生ずる被災地での困難事項と対策の整理

- ・災害対策の必要性に関する会員会社への啓発
- ・J S L Aにおける災害対策協力体制の構築

(※1) 被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組みについて、「情報の共有・交換」や「様々な連携」を推進するために2013年に設立された協議体（事務局：復興庁）。
経済界・金融機関・行政機関・大学・NPOが協議会の設立発起人となっている。

7-3 総会、会員交流会等の開催

会員各社とさらに意思疎通を深めるとともに、会員相互の交流と懇親を図るべく、総会と賀詞交歓会の開催に加え、全国各地域での会員交流会を開催する。

1) 総会、賀詞交歓会

- ・ 定時社員総会 5月24日（水） 於）明治記念館
- ・ 賀詞交歓会 1月15日（月） 於）明治記念館

2) 会員交流会

全国各地区でのセミナー開催に加え、地区ごとの会員交流に重点を置いた「地区会員交流会」をさらに充実・定着する。これまで2年間は各地区の経営層の交流を重点とした「代表者懇談会」を開催してきたが、今後はこれを発展させ、次の層別を設定し年毎にローテーションを組んで開催する。

- ① 経営層
- ② 営業担当者
- ③ 女子社員

平成29年度は、経営戦略セミナー（シリーズ2）のタイミングに予定する。

- ・ 地区会員交流会 8月～10月 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台

7-4 協会の活動基盤の強化

1) 正会員の加入促進

製造請負・派遣業界のより健全な発展を目指すとともに、業界団体として発信力を強化するため、新規会員の拡充を図り、早期に正会員数100社を目指す。近年実施してきた講演会、セミナー、研修等が好評で、平成28年度の路線

（新規入会 9 社）を継承し、より適切に会員ニーズを汲み上げ、タイムリーな企画を開催することにより、正会員の更なる増大を図る。

2) 製造請負派遣適正推進連絡会（連絡会）の普及

平成 29 年 1 月から、人材サービス分野における当協会の活動をより広範囲に展開するためにスタートした、製造請負派遣適正推進連絡会（連絡会）の普及を図る。

そのため、協会主催の講演会、セミナー、研修等のあらゆる機会を積極的に活用して連絡会の認知度を高め、連絡会メンバーの増大に努める。